



アウトリーチ人権講座 in 100 年ボン

今回の人権講座の会場は、自立支援施設 100 年ボン
ドさんで、憲法を楽しむ会を開催しました。

「100 年ボン」はココロに病を持った方や生きづら
さを抱えた方の自立支援施設で、隣接する農園で自然
と触れ合うことができる施設です。

100 年ボンドの HP にも紹介されています。

<https://www.100nenbond.com/blog>

今回は「憲法理解のススメ」と題して学びの会を持
ちました。会場では、日本国憲法の条文を配布し、主
に、前文の解説を行いました。参加者の多くが、条文を
読むのは久しぶりで、その内容にワクワクされたこと
でした。学びの自由は人権そのものと実感しました。

今回の講座では、憲法の前文に示された、国民主
権、基本的人権の尊重、平和主義について、丁寧な解
説を行いました。国民のひとりひとりが「主権者」で
あるという点について、頭の中に具体的なイメージが
描けるような話を心がけました。

憲法の概念を手掛かりに、ご参加くださった皆さんと
言葉を交わす中、なんとなく、主権者と呼ばれる存在
と自分自身の存在とが上手く重ならないとお声を頂
きました。なるほど、確かに、主権者が自分自身であ
るということを意識する場面は、日常生活においては
そう多くありません。主権者という響きも、どこか
支配者や、殿様といったイメージで自分とかけ離
れているような気がするとおっしゃるのです。なる
ほど、確かにそうだと思います。日本国憲法の前
文は、この日本国と名付けられた国家組織が「われ
らとわれらの子孫のために」存在しているという大
前提を記しています。そして、国民の一人一人が
殿様なんですよ！と、記しています。

ところが、なんとなく描かれる脳内のイメージは、
身分性が解体した時代のお話し（昔、日本史で学
んだ内容）となっているようでして、「士農工商が
なくなった！」、「みんなが平民になった！」、「
やった！」といった明治時代の自由民権運動のイ
メージの方が強いように思われるのです。初等中
等教育の時代に培われた、身分制解体のイメージ
は、平等理解において最初の第一歩であり重要な
意義を有するものであります。多くの講演会で接
する多くの方が共有しているイメージです。しか
し、この「みんなが平民」、平等な民というイメ
ージは、実は、日本国憲法の主権者のイメージと
はあまり重ならないのです。というのも、「平民」
という政治用語は、もともと身分制を前提とし
た社会における官位（官職にある者や官人の序
列を表す位）にない者を指すもので、意識とし
て「人民」、「庶民」と認識されますが、法的
用語としての「平民」は、明治 2 年（1869）
6 月 17 日行政官達において、設けられた華族・
士族を除いた農・工・商の人々に対する呼称だ
ったわけで、政治を担う、偉い人々と平民とい
った関係を意味していました。もちろん、日本
国憲法の誕生とともに消滅した概念です。

日本国憲法は国民主権を掲げています。すべての
国民は主権者であるという観点において平等とな
ります。すべての人が「殿様」というイメージで
す。お一人お一人が「殿様」のように大切にさ
れなければならないし、「殿様」のように権限を
行使できなければならないわけです。確かに、
技術的には選挙という仕組みを通してしか主
権者の声を届けることはできないように思われ
ます。むしろ日常的には、「殿様」としての実感
を味わえる環境にあるとはいえないのかもしれ
ません。しかも、日常的にイメージされる「殿
様」像は、横暴の限りを尽くすといった支配
者モデルで、いわゆる「哲人王」として、政
府の暴走をたしなめて議会で熟議する存在を
想像することは少ないでしょう。しかし、国民
が主権者であるということは、国会や内閣が
憲法価値に忠実であるのかを監視し、主権者
である「われらとわれらのために」立法や行
政が行われているのかを見定める役どころに
なるということなのです。国民主権を掲げる
日本国憲法の下では、国民は存在するだけで
意義がある存在となります。というのも、す
べての権威が、国民に由来しているからなの
です。次回につづく。